

第三章 労使協力への試み

一、「十月闘争」に見解発表

第十七回メーデーを中心とする無秩序な大衆示威の波状攻撃は、ついに総司令部をして直接これに干渉させる結果となり、吉田内閣また従来と打つて交つた強い態度で労組運動に対処することとなつたが、この状勢を契機として、戦後發展して来た労働運動は、左右に大きく分裂することになった。昭和二十一年八月一日日本労働組合総同盟が実質的な結成大会である第一回全国大会を催したが、一方左翼の組合は八月十九日から三日間、全日本産業別労働組合会議の結成大会を開いた。前者に組織された労働者は八十五万五千名（組織労働者の約二十二％）、後者は百六十三万一千人（同四十三％）で、ここに総同盟、産別という二つの全国組織が対立する態勢となつた。

これよりさき六月、読売新聞労組は幹部の解雇をきっかけとして再び争議に入つたが、経営者側の態度は昭和二十年末の場合とちがつて強硬となり、組合側はこれを資本攻勢の激化とみて反撃に立ち、友誼団体の応援を得て対抗、争議は十月まで続いた。このように経営者陣営の立直りにつれて労組側も共同闘争による長期の抵抗を示すようになった。この傾向は八月産別が結成されたのを機にますます強まり、政治的色彩を持ったゼネスト的な争議形態が打ち出されて来たのである。

八月には全日本炭鉱労組茨城支部の七組合のスト、全日本鉄鋼労組のゼネスト、東芝関東労組連合会の二十四

時間ストがあつた。七月二十四日国鉄当局が申入れた七万五千名の整理案をめぐり、国鉄労組総連合会は九月十五日を期しゼネストに入ることを、八月十四日決定した。これに対し当局は九月十四日解雇を撤回しようやくゼネストを回避することが出来た。また船舶運営会も四万三千名の人員整理を発表したが、海員組合は九月十日から二十日まで五千九百余隻の船を停船させ、整理案を撤回させた。

国鉄と船舶運営会の整理計画をもつて「軍需補償打切の負担を労働者に転嫁する目的を持ち、秋における民間産業全般にわたる首切り合理化計画の先駆である」とみていた労働組合側は、前記国鉄、海員における勝利に乗じて、産別指導のもとに「十月闘争」を企てた。十月一日東芝労連五万名の労働者がストに入つたのを皮切りに、全炭北海道支部を中心にした四十六炭鉱六万六千名が十日からスト、十五日からは全映演の東宝がスト、その他全日本機器の一部も十八日からストに入るなど、産別系を中心に総同盟系も加わつてゼネスト態勢が昂揚していった。十月闘争のしんがりとして電産労組も十九日には五分間停電、二十三日には専用工場への送電停止を行うにいたつた。

産別会議が発表した十月三十一日現在の「十月闘争状況」によれば、要求を出した組合員数五十六万九千九百名、ストに参加したもの三十一万九千二百名、生産管理を行つたものの七千九百名であつた。

またこの闘争における特色は、要求内容および闘争方式に著しく政治的色彩を帯びていることであつた。九月十三日に出た産別本部指令はその活動内容を次のように明かにしている。

(一) 自己の職場の要求を掲げて闘争に参加し、さらにクビキリ反対、労調法反対を中心に闘争を統一、吉田反

動内閣打倒、民主政府をつくれという目標に結合する。

(二) 各地域別に独立したゼネスト態勢から全国的な大階級戦の雰囲気にもつてゆく。

(三) 宣伝隊、防衛隊など各種行動隊のほか、慰問班、調査班を組織し、とくに地方では農民との同盟に闘争をもつてゆく。

(四) 労働者大会や労働大会を頻繁に開き、首切り反対、労働法反対を決議、これを地方当局を通じて政府に突きつけ、内閣打倒に持つていく。

(五) 吉田内閣打倒まで統一的行動し、勝手な行動をとらないこと。

このようなゼネスト態勢に対処して、政府は、非現業公務員のスト禁止、公益事業の争議における一カ月の冷却期間設定などを内容とする「労働関係調整法」を準備し、九月二十六日すでに公布していたが、予定より早く十月十三日からこれを施行した。

経済同友会はゼネストに対する態度を検討するため、十月十九日緊急幹事会を開いた。当番幹事の諸井、郷司、帆足のほか、野田、金井、浅尾、桜田、小池、鹿内、藤本の各幹事が集まり、意見を交換した結果、ストのあり方については、(一)争議中の費用を経営者側で負担するのは不合理であるから、これは支払わぬこと、(二)スト決行の可否は組合総会において秘密投票で採決、四分の三以上の多数決によること——の二点を今後何らかの形

で制度化するよう努めることを申合わせた。次いで事務局原案の「最近の労働争議に関する見解」を郷司事務局長から説明、「企業権の尊重」を何らかの表現で謳うべきであるとの修正意見をとりいれ、案文調整ののち同日発表した。

この幹事会においては、労働者のストを攻撃する半面、「政府としても食うに困らぬような政策を實行せねばならぬ、生活安定が得られない限りストの防止は困難だ」と、政府の無策をもあわせて攻撃する空氣が強かった。また郷司、帆足の両当番幹事から「産業復興運動を労働者だけで行うことは一方的であつて、これでは目的を遂行できない。経営者と協力するよう主張すべきである」との意見が述べられた。

「最近の労働争議に関する見解」では次の諸点が強調されている。

一、現状勢下の労組は、階級的立場よりも勤労者としての生産者の立場に、より以上の重点があることを再認識し、罷業権の行使については組合員の深甚なる反省を促したい。ましてゼネスト決行に先立ち十分に合理的な手段をつくさずしてストに突入するにいたつては、労組の健全な成長を阻害するものである。

一、ゼネストを政治闘争に利用することは民主主義に反する。労組の争議と労働者の政治活動は、その限界を明確にすべきである。

一、しかしながら今次ゼネストの根本原因として深刻な生活不安があるという事実を看過し得ない。物価体系の混乱、食糧政策の不適正、失業対策の貧困、インフレ対策の不徹底など、政府は民生安定のための手を打っていない。政府はこの事実を卒直に認め施策を進めるべきである。

一、他方企業経営者としては、ストに関し徒らなる反撃や、一時をつくろう譲歩によつて処理せず、経済再建の現場的責任者としての立場から、譲るべきは譲り、主張すべきは主張して合理的な解決を図らねばならぬ。

一、我々は日本経済復興の任務が勤労大衆の双肩にかかつていることを認める。しかしそれは階級的な意味における労働者のみを指すのではない。広義の勤労者、即ち企業経営陣を含めた勤労者によつてのみその実現を期待し得る。

一、総同盟、産別の企図する産業復興運動は結構である。しかしその根本的態度は、生産の面においてはどこまでも企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つことに徹しなければ必ず失敗することを警告したい。組合が日本経済の実情に即した合理的立場をとる限り、我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある。

この「見解」は、根本的に次の二つの事柄を強く打出している。

(一)、労働組合に対して、その階級主義的な感覚、政治的偏向、全体主義的な組合運営を指摘し、是正を迫っていること。

(二)、半面において、企業権の尊重を前提として、労使対等の立場での産業復興を呼びかけていること。

従つて、この見解はさきに不発に終つた二つの意見、「生産管理」および「失業対策」におけるそれとは、考え方の根底においていささか感覚を異にしている。即ち、「生産管理」においては、たとい条件つきであつたといへ、**「企業権の後退」**が感じられた。また**「失業対策」**においては、「資本効率よりも雇傭を重んずる」あ

るいは「企業合理化の犠牲は第一に資本家、次に経営者が負担し、労働者の犠牲は最後におくべし」との考え方にある通り、資本および経営権を「労働権の尊重」の後方に押しやつていたのである。ところが新しいこの第三の見解においては、企業権を少くとも労働と対等の立場にしている。あるいはむしろ企業権が産業復興の前提として「尊重」さるべきであることを明確に謳っているのである。この意味において、これは経済同友会におけるいわば「経営者宣言」であると評してよからう。

見方をかえていえば「進歩的」な経済同友会、「民主化」を標榜する経済同友会は、そのいわゆる「進歩的」とか「民主化」が、当時の産別あたりの唱える「進歩的」「民主化」とは、根底において別のものであるということ、この「見解」ではつきりと表明したのであった。そのような点を明確にしておいた上での、労働組合に対する「協力」の呼びかけであつたわけである。

さらに観念的につきつめて考えてみると、こういうことがいえないだろうか。——はじめ「経済同友会意識」は、経済の混乱の真只中に降り立つた。それはいわば「丸腰の経済人」としての意識であつた。あたりには意識を失つた資本と機能を失いかけた経営があつた。ひとり意識たかぶっているのは労働だけであつた。「これではいけない」——「丸腰の経済人」は、「経済人としての自覚」に立つて、経済の再建を意図した。そして先ず「経営技能者」という純粹の衣を身につけて、「労働者意識」に呼びかけたのであつた。「生産管理」の段階はまさしくそれであつた。「失業対策」における態度も多分にそれであつた。しかし「労働者意識」は「純粹」ではなかつた。それは「階級闘争」のよろいを身につけていた。ここにおいて「丸腰の経済人」は、「経営者」の

意識、しかも「資本を担っている経営者」の意識に目覚めたのであった。

「最近の労働争議に関する見解」は、このような経済同友会の一つの転機を物語るものである。「生産管理」以後わずか三カ月であるが、その三カ月における労働攻勢の昂揚が、「経済同友会意識」をここまで進ませる契機となつたわけである。

二、「経済復興会議」の結成

経済復興運動は、昭和二十一年の夏から秋にかけて、労働組合から提唱され、組織活動が進められつつあった。

先ず総同盟では五月末の拡大中央委員会で、副主事高野実氏から「生産危機突破産業復興に関する件」が提案され、次いで八月の第一回全国大会でこれを正式に決定して、産業復興運動に乗り出した。

一方産別では二十一年七月、傘下の全日本炭鉱労組を中心として、石炭危機打開のために「産業復興石炭会議」を結成したが、八月二十日産別会議結成大会第二日に、全炭書記長津々良渉氏から「産業復興根本方針」が提案されこれを可決、基礎産業を網羅する「産業復興会議」結成運動が展開されることになった。先ず十月七日、東京下谷公会堂でその結成準備大会が開かれ、前記「石炭会議」は産業復興会議の一部門（石炭部会）となった。次いで十一月八日正式結成を見たが、このころ各産業ではこのような動きに即応して復興運動が進められて

いた。電力危機突破協議会、石炭危機突破会議、通信復興会議、食糧会議、映画復興会議、地方別では北海道地方産業復興協議会、また企業別では理研総連合、日立総連合など同一経営体の職場で復興委員会が設置された。

経済同友会が「最近の労働争議に関する見解」において「我々も欣然これらの復興運動に協力する用意がある」と呼びかけたのは、こうした状況の時であつた。しかしこの呼びかけには「どこまでも企業権を尊重し、経営者と協力関係に立つこと」を前提としていたことは、前記の通りである。

ひるがえつて当時の経済状況はどうであつたか。——石橋蔵相は、生産を再開するためには、資金をつぎ込むことによつて遊んでいる設備や労働力を動員するよりほかに方法はない、との独得の見解のもとに、せつかく吸いあげた財産税や、まだ入つて来ない物納の財産税をあてにして、赤字公債を発行したり、「三・三物価体系」に基く石炭に対する価格調整補給金を思いきつて支出したり、また復興金融金庫の融資や日銀の追加信用によつて生産資金を積極的に供給するなど、インフレ政策を進めた。ところがその結果はどうであつたか。結局それは生産を増大させるというよりはむしろ物価騰貴によつて、国民生活を窮迫させるという悪い影響の方が強く現れた。金融緊急措置で一度おさまりかけていたインフレの眠りを覚させたのだからたまらない。面倒でも数字をあげてみよう。二十一年二月（緊急措置の行われた月）八六八（昭和九—十一年平均二一〇〇）であつた日銀卸売物価指数は、十月には一九九九、十二月には二二四九になつた。これは公定価格がしばしば引上げられたこと

による。賃金についてみても、実質賃金は戦前（昭和十一年平均一〇〇）国民経済研究協会調査）に比し二十一年二月二三・三であつたのが十月には四五・四とかなり向上したが、十一月からは下りはじめた。またかんじんの狙いであつた生産はどうか。ストックの食いつぶしによる「たけのこ」生産が緩漫に行われたというだけで、二十一年五月から秋にかけて大体横ばいを辿つていたのが、十一月ごろからは縮少再生産つまり先になるほど生産が落ちてゆく傾向が現われるにいたつた。こうなつては明かに政策の失敗である。

公約ともいふべき生産が逆にしりすばりになる半面「五百円生活」にしばられた労働者の生活は物価の値上りですすますやりにくくなつたのだから、労組が賃上げを要求し、ひいては政府の無策にくつてかかつて政治闘争に立ち上り、はては「働くものの手による産業復興」を唱え出したのも、無理からぬことであつた。

そこへ経済同友会が労使協力による産業復興を呼びかけたのであるが、これに応じたのは総同盟であつた。

これから同友会と総同盟の交渉がはじまるわけであるが、総同盟の産業復興運動に対しては、これよりさき経済同友会も関心を示し、七月十二日、野田、郷司両幹事らが総同盟ならびに社会党幹部と懇談したところ、総同盟案がいまだ抽象的で実現できる段階ではなかつたので、一応同友会としては見送つていたという前からのいきさつもあつたので話はやり易かつたのである。ところで十月十九日の「見解」を発表した同友会は二十一日労働部会（部会長野田信夫）を開き、今後労組側と協力して復興運動をやるに当つては「経営者の企業権を確立するとともに労働者の役割もまた正当に評価し、尊重する」という態度でのぞむことを申合せていた。

さて総同盟は十月二十六日、翼下労働団体および経済団体、技術家団体、官庁方面を招き「経済復興運動打合せ」を開いた。同友会からは郷司、帆足が出席したが、この会議で、名称は「経済復興会議」とし、各界から準備委員を出すことを決めた。次いで十一月四日には経済同友会側永野、野田、帆足、郷司、総同盟側高野実、松本健三の両氏、それに全日本労働組合統一協議会三田村四郎氏（日労も十月二十五日には「生産再建会議」を主唱していた）も加わり労使の懇談会を開いた結果、（一）基本条件として労使はあくまで対等の立場で協力し、互に経営権と労働権を確認すること、（二）産別に対しては、この運動の全体性に鑑み絶えず連繋を保つことを申合わせた。その後の経過は次の通りであるが、労使の間をまとめることが如何に困難であるかがわかる。

（十一月十一日）民主人民連盟宮内勇氏の斡旋により、野田、郷司、帆足は産別の聴濤議長、佐藤事務局長、小林書記長、佐々木電産共闘副委員長と会見、先方の胸を叩いた結果「今後とも時々会って話し合おう」ということになった。

（十一月十三日）幹事会で野田幹事から、総同盟および産別との交渉のいきさつをきいた結果、経済復興運動の基本方針案を同友会でつくり、それをもとにして労働側の気持をひいて見ようということを申合わせた。

（十一月十六日）緊急幹事会で、経復運動について相談、次のような意見があつた。

（郷司）三月危機を切りぬけるためには外資を導入せねばならず、そのためには生産復興への態勢を整える必要がある。その意味からも経復運動を成功させたい。しかしこの会議を階級闘争の場所にされては困るから、いま行われている「経営協議会」の形をとり入れることをせず、経営権の原則を一応納得させてから運動

を進めた方がよい。

〔帆足〕産別側は金融資本が産業を牛耳ることを徹底的にやめさせるため、銀行を国家管理にすべしといきま
いている。

〔十一月十八日〕労働部会で、総同盟高野実、日労三田村四郎両氏から労組側の考え方をきいたが、これで運
動の性格は一層明かとなり、同友会も了承した。両氏の見解は次のようであつた。

〔高野〕正しい労組の役割は、平和民主革命においてあくまで主導性を持ちながら、産業復興運動を通じてあ
らゆる進歩的民主勢力をあつめて民族運動を展開、日本を再建することにあると信ずる。

生活保障は何よりも重要であるが、生産の裏づけもなく、ただ単に賃上げをやるだけではインフレを昇進さ
せるだけである。つまり生産を増強しなければ生活の向上がないということは分つてゐる。

〔三田村〕労使協力の基準は、労働者は経営権を認め、経営者は団体権、罷業権を認めるところにおく。

〔十一月二十七日〕幹事会を開き、総同盟高野氏、同友会帆足、郷司の間でつくつた「経済復興運動に関する
基本方針」を中心に話し合い、一部文句を直して承認した。

〔十二月四日〕幹事会を開き、「基本方針」を審議したが、堀田幹事から次のような不満の言葉があつたの
で、一部文句を直した。

「最近の復興運動をみると、いわゆる金融独占資本を打倒するため産業資本家と労働階級が共同戦線をとろう
と心がけているようにとれるがこれは心外である。いまでは昔のような独占形態は解体されつつあり、貸出の

面での民主化も銀行は卒先してやる覚悟である。しかし大衆預金をあずかる銀行資本の最後の一線として、経営内容の悪い企業に対してはどうしても融資を差控えなければならぬ。ところでいまの経復運動は皮肉に解釈すれば、産業資本が労働者と提携して、金融資本に全部の犠牲をおつかふせよというたちの悪いいき方だと考えられなくもない。本当のところ金融をのけものにしては経済の復興も成り立たない。」

(同日)臨時総会を開き、経復運動をいよいよ本気で進めてよいかについて会員の総意にきいた。野田幹事から「基本方針」の説明を行い、これを原案通り可決、経済同友会から出す準備委員の人選を決定した。なお会員から「産別が参加せねばこの運動も一方的になる」との意見あり、これに対し野田幹事から「産別に対してはいまだ数回しか会談していない状況であつて、大体基本的事項については意見の不一致はなく、さらに細目にわたつて懇談同調させるべく努力はしているが、目下のところ準備委員会総会に正式参加するところまで行つていない」と答えた。

(十二月五日)産別会議との第三回目の懇談を行つた。(第一回は十一月中旬、第二回は同二十八日に開いていたのである)産別側の「産業復興会議」の運動方針をきいた上で意見を出し合つた。主な問答次の通り。

(帆船)産別側では「金融独占資本の排除」といつているが、現在独占形態は解体しつつある。今後貸付資本としての銀行資本の民主化ないしは社会化の具体的方法は、当然とりあげられると見なければならぬが、資本の働きを原則として認める以上、金融資本の正しい役割は正しく評価しこれを活用せねばならぬ。

(永野)現在銀行資本はこまかい大衆預金を基礎としているので、これを貸すについてはどうしても企業の経

管内容のよしあしが問題になる。この辺のところは資本の役割を認める以上、どうしても許さねばならぬぎりぎりのところである。

(小林＝産別書記長) 話をきけばそういうことになるが、我々はいまの反動政権のもとにおいては、資材を民主的な生産復興のために動員することは決して出来ないと考ええる。従つてこの問題の解決は当然権力の闘争に発展せざるを得ない。

(永野) 政治権力を握ることが先決などといわずに、復興運動を通じて資金、資材の配分の合理化や民主化を強く進めてゆけば、結果として現在のような保守政権は、民主化されるか、あるいは力なくして倒れるかのどちらかの道をとる。

(聴濤＝産別議長) 資本家と労働者とは全然同じレベルに立つて同調することは出来ないが、両者が各独自の立場を認めあえば金融独占資本排除という点では、我々も経営者と同調することが出来る。

(小林) 我々は暴力革命ないし社会主義革命を一挙に達成しようと目ろんでいるわけではない。従つて労働者としては独自の立場を持ちながら資本家側と、条理をつくして研究しあい、出来るだけ意見を一致させるようにし、そして意見の合致したところで、協同して産業復興を図ろうと考えている。

(聴濤・小林) 「基本方針」によると経営協議会を専ら労使交渉の唯一の場面として決定機関とし、団体交渉の余地がないように見受けられるが、協議会はいくまで協議機関であり、決定機関とすることは、いたづらに組合ボスと経営者との馴合い機関と化し、組合運動の墮落を来すものであるから絶対反対する。

（細谷Ⅱ産別事務局次長）経済復興会議準備会から招請があれば、産別はオブザーヴァーとして代表者を出席させるし、また常時緊密な連絡を保つて協力できるような環境をつくるようにしたい。

かくて十二月六日午前十時、東京日本橋、東洋経済新報社内経済倶楽部で、総同盟、日労会議、経済同友会共催のもとに経復会議準備委員会の初総会が開かれた。産別からはオブザーヴァーが出席した。総同盟総主事原虎一氏、同友会幹事桜田武が議長となり、声明書、基本方針、規約の原案を承認、日産協、産別、産業復興会議（産別系）の祝辞があつた。準備委員として労使、中立から五十三名が議長指名で委嘱されたが、同友会関係は次の十八名が準備委員となつた、また互選で十三名が幹事となつたが、そのうち六名は同友会所属であつた。（○印幹事）

青木均一、麻生太賀吉、磯村乙巳、大塚万丈、川瀬一貫、黒板駿策、熊沢貞夫、○郷司浩平、佐藤武三郎、○桜田武、鹿内信隆、鈴木治雄、中村隆一、○永野重雄、○野田信夫、萩尾直、○藤井丙午、○帆足計

「経済復興会議結成に関する声明」要旨は次の通りである。

一、日本経済はまさに崩壊の危機に瀕している。石炭の産額は戦前の半ばに達せず、鉄鋼は十五分の一、一般工業生産は平均して戦前の三割にもみたぬという恐るべき窮乏状態にある。しかもこの貧弱な生産たるやストツクがつきれば、ガタンととまる性質のものだ。

一、いつたい日本經濟の行末はどうなるのであろうか。もはや我々は目前をつくろい、蝸牛角上の論議に終始し、自分たちの船が沈没しかけているのを傍觀してゐるときではない。

一、いまや經濟活動の一切は勞組の協力なくしては何一つ行われず、勞働者はその双肩に日本經濟再建の重任を担うべき時代となつたのである。かくして今日の勞働階級は、民主革命の推進勢力たるのみならず、日本經濟復興の原動力たるの誇りと責任とを自覺することが要請されている。

一、もとより勞組が待遇改善、生活の安定確保のために闘うことは當然の任務である。しかし勞働者は引上げられた賃金が紙片にならぬよう物の裏づけをつくらねばならぬ。

一、日本民主主義革命の現段階においては、政治において原則的に議會主義を否定出来ないと同様に、生産においても、經營者と勞働者との協議を除外した一方的方式では、生産再開の実をあげることは困難である。

一、我々は經濟民主化の線の上に、企業における經營權と勞働權の範圍を明確にし、經營協議會を健全に育成して、經營者と勞働者の自主的協力の体制を確定することが、産業復興の最も重要な前提条件の一つであると信ずる。

一、当面の危機を救うべき連合国に対する緊急原料、資材の援助懇請も、日本國民が日本經濟の民主化に最善をなした場合においてのみ期待できるのである。

一、ここにおいて經營者と勞働者が独占資本と官僚統制の弊を排除しつつ、生産面においては、勞働者は資本の弊害を打破して生産意欲を向上し、經營者は企業民主化を徹底しつつ經營能率を増進して勞働者の生活向

上を図り、もつて生産再建に邁進することが救国復興の基底である。

一、経済復興に投身する一大国民運動を展開しようではないか。

また「経済復興運動の基本方針」は、(一)日本経済民主化の徹底、(二)経済施策の民主化ならびに強力なる推進、(三)生産体制の民主化、(四)国民生活の安定確保、賃金制度の改革および利潤分配、(五)民主主義的産業教育の推進、(六)生産危機突破運動——の六項目からなっている。

そのうち労使間で最後までもめていた「生産体制の民主化」の項は次の通りである。

「経営者は労働者の基本的人権を尊重し、団結権、団体交渉権、罷業権を確認するとともに、労働者は経営者の企業権を認め、双方対等の立場にたつて経営の民主化、産業の復興、および生産隘路の打開等に相協力する。

右の趣旨に基づき、労働権の範囲を明確にし、……労使問題等をめぐる紛議については、極力経営協議会その他の民主的機関等の活用により相互の忍耐づよき交渉によるべく努力し、経営協議会の内容を左の如く規定する。

(一) 労働条件（労働時間、賃金給与制度、就業条件、福利施設等）に関しては経営協議会においてこれを審議決定する。

(二) 経営、管理、経理ならびに人事に関しては、決定権は経営者においてこれを持つ。但し

(イ) 組合員の人事に関する基本的事項については、経営協議会で協議の上これを決定し、かつ派閥乃至情実人事の弊を避け、能力本位の人事を確立するため、公平なる考查制度を採用すること。

(ロ) 生産計画、基準生産量、作業工程、合理化、能率増進、賃率等に関しては、その原案を経営協議会において説明し、労組の意見を十分に尊重してこれを決定すること。

(ハ) 会社経理に関しては、これを経営協議会に説明し、また必要に応じ経営協議会に経理を公開すること。

(ニ) 社則、従業員規則の民主化を図ること。

(三) 経営者側は従業員の労働条件の改善を図り、その地位の向上と生活の安定を保証するとともに、組合側は自主的に組合員を規律し、その労働規律について責任を負うべき規定を設けること。

また「賃金制度の改革および利潤分配」において

一、現行の錯雑せる賃金制度に対して徹底的検討を加え、合理的賃金制度の確定とともに、労使の不必要なる紛争を避けるため、基準生活費の調査に基づき、この変動に応じ賃金調節をなす方式の採用を促進すること。

一、当面の経済危機突破期間において、資本に対する配当の制限をなすとともに、基準生産量を超ゆる増産分に対しては、一定比率をもつて労働に対する褒賞制を採ること。
が謳われているのは注目される。

かくて経済復興會議第一回準備委員会が開かれ、いよいよ発足への具体的準備に着手することになったが、差当つての問題は産別を正式に加入させることにあつた。当時経済同友会でも郷司事務局長あたりは、それまでの産別との折衝経過からみて、これと同調することは困難だという印象を深めていた。郷司は「産別のような異分子を入れたのでは、この會議は復興の役に立たない。そこで一応自分たちと共通の場を多く持つている総同盟と提携して出発し、その上で産別の方針も変り、こちらの勢力も増大したところで、産別を受入れたらよいじゃないか」という氣持であつた。

ところが、日産協方面の大企業の間では「産別を入れなければ意味をなさぬ」という意見が大勢を制していた。そして日産協は「産別加入」を条件として、経復會議に参加したいとの意向を表明した。また準備委員会発足後日ならずして、産別の細谷事務局長が帆足を訪問「産別側としては引続き懇談会を進めて行きたいが、下部から急速にこの運動に参加する氣運が高まりつつある。次回の懇談会には産別側としても従来とは異つて若干の正式交渉委員をもつて当りたい。金融独占資本の打倒というもこれは金融機関の民主化という解釈でよく、この問題はさらに専門家の検討を待つて処したい」と、積極的に参加する意向を示して來た。

そこでまた経済同友会が産別との橋渡し役を引受け折衝の末、十二月二十三日、「火の氣もない寒い工業倶楽部の會議室で」産別、産業復興會議、日産協、同友会の各代表による懇談会を開きついに意見の一致をみ、産別は正式に参加することになり、次の「了解事項覚書」が交された。

一、この運動は全国民大衆の生活安定と向上を達成するために組織された労働者と経営者を中心として中小商

工業者、農民など広汎な生産従事者によつて展開する再建の自主的国民運動たること。

二、この運動は産報的労使休戦運動にあらざることを。

三、経済復興の面では経営権と労働権を確認して、労使相互の立場を理解尊重し対等の立場で自主的に協力すること。

四、労働組合の罷業権を確認するとともに、労使の意見対立については出来るだけ議をつくし、協議による協定の実現を図り、急速なる経済復興を推進すること。

この覚書の交換と同時に産別会議は次の趣旨の声明を發したが、この中にすでに経復会議を「闘争の場」とする意図がほの見えているようである。

一、産業復興の実効は会議などによるだけでなく、ストライキその他の大衆運動を背景として期待出来る。

二、労働者の主体性が運動の基礎でなければならない。そのため産別、総同盟、日労会議等のワクを越えて下からつみ上げた労働者独自の運動と組織の実現に努力する。

三、産業復興は経済運動に止まらず、政治運動への展開が予想されるが、我々は積極的にこれを推進する。

日産協と関東経営者協会（関経協）は翌十二月二十四日臨時合同総会で経復会議参加を決定、二十七日産別会議は拡大執行委を開き経復会議へ合流することを決めた。

かくして昭和二十二年二月六日午後一時、丸の内交通協会会館で経済復興會議結成大会が開かれた。十六団体の代表約五百名が集まり、会場正面には「生産復興はわれらの手で」、「官庁行政の民主化」、「石炭増産で危機突破」、「資材資金を生産へ」、「インフレと闇の根源撲滅」、「働くものの生活安定」などのスローガンが掲げられていた。

参加団体は次の十六団体である。

(労組側) 総同盟、日労会議、産別、炭労、国鉄、全造船、海員、全官公労

(経営者側) 日産協、関経協、関西経協、経済同友会、日本鉄鋼協会、日本石炭鉱業連盟、化学工業連盟、日本繊維協会

来賓として出席した総司令部リデー工業課長は次のような言葉を贈った。

「日本政府は経済安定のために種々の方策を講じて来たが、これはインフレを抑えるために過ぎず核心をついていない。日本の復興は一にかかつて生産の復興にある。しかし日本の生産は、国内だけでは解決出来ない問題である。生産に必要な資材を輸入するよう努力しているが、世界の現状から直ちにこれをなす得ない。従って現在日本国内にある銅、石炭、石灰石、スクラップ等を重要産業に回してこれを活用せねばならぬ。もしこれが出来ず、またヤミに流れるようなことになれば、日本の復興は無限に延びるだろう。必要物資のヤミ市場流入が阻止されねば、日本は世界の食糧その他の割当に多くを期待出来ないだろう。このヤミの悪を国民に知らしめるためにも経復會議が大きな役割を果たすことを期待する」

社会党代表西尾末広氏は「それぞれの階級的立場から対立、闘争も起り得ようが、譲るべきを譲つて経済復興に努力されたい。社会党は出来る限りこの運動を支援する」と述べ、また最後に共産党代表野坂参三氏は次のように述べた。

「共産党としてはこの運動に対する態度を決めていない。それは利害関係を異にするものが一しよに運動をしてうまくゆくかどうか、実際に労働者の生活の安定、経済の復興が行われるかどうか、予測出来ないからである。今日の客觀狀勢から、改良の立場をとり得る。我々が復興會議に求め得られるものは、革命ではなく改良である。改良という意味で復興會議を、意義あるものと考える」

役員として議長に鈴木茂三郎（社会主義政治経済研究所長）、副議長に三鬼隆（日産協）、桜田武（同友会）、聴濤克己（産別）、原虎一（総同盟）の各氏を選んだ。また中央常任委員（委員長は議長兼任）を次の通り決めた。

三鬼隆、桜田武、永野重雄、永田彦太郎、藤井丙午、早川勝、佐藤武三郎、川瀬一貫、磯村乙巳、麻生太賀吉、進藤武左エ門、帆足計、諸井貫一、野田信夫、郷司浩平、三輪常次郎（以上経営者側）

聴濤克己、鈴木栄一、中原惇吉、坂口康夫、津々良渉、津田正（以上産別）

松岡駒吉、原虎一、高野実、渡辺年之助、島上善五郎、山花秀雄（以上総同盟）

谷口清、花塚正吉、三田村四郎（以上日労）

小島慶三（全宮公労）、藤井専蔵（国鉄）、有沢広巳、鈴木茂三郎、加藤勘十

これに引続いて業種の復興会議としては、二十二年二月五日「全国石炭復興会議」が、同三月三日「全国鉄鋼復興会議」が結成された。

結成後における経復会議に対する同友会の態度としては「一応橋渡しの役割を果たしたから、今後は生産復興面では職能団体である日産協が、労使団体としては関経協が当ることとし、同友会としては潤滑油的立場から不即不離の關係に立つべきだ」という意見が支配的であつた。

当時、桜田武は次の一文を草した。これは経営者側からの経復会議の狙いを端的に物語っている。

「……もう足許に火が燃えさかっているではないか。他人様——それもソロバンも嫌い、クワも持てない、スパーナも握れない政治家、官僚、学者の皆さんに火を消してくれというのが無理である。

火は我々の手で消さねばならぬ。他人様に消し方や順序をきくのは大切なことだが、決して消してもらえないものではない。……経復運動は先ずここから始つた。生産に關係するものの手でする生産増強の水で火を消すこと、これを阻む要素を現場、現場でとり上げて解決し、それで解決出来ねば地方にまとめ、中央にまとめて国民運動の力で解決しようというのである。

国民を護る途も、自分の生活を護る途もこの外にないと考えての運動である。」と。